

0～2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課入園相談係

お子さまが罹患者・濃厚接触者になった場合の保育園へのご連絡について（依頼）

文京区では、令和4年度中に認可保育園等が臨時休園やクラス休園になった場合には、対象となる保護者の方に保育料を日割り還付（返金）しています。

また、臨時休園やクラス休園になっていない場合であっても、お子さまが新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者になり休園した際には、療養期間中や健康観察期間中の休園に対して保育料を還付します。

還付にあたっては、保育園から区への報告により、休園日数を把握しますので、お子さまが新型コロナウイルス感染症の罹患者・濃厚接触者になり休園した場合には、速やかにその旨を在園している保育園にもお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、罹患者等について、保健所に確認させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

記

1 対象者

下記対象施設・事業を利用する0～2歳児クラスの保護者（文京区民に限る。）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 認可保育所 | (5) 事業所内保育事業（地域枠） |
| (2) 認定こども園（保育所部分） | (6) 定期利用保育事業 |
| (3) 小規模保育事業 | (7) 春日臨時保育所 |
| (4) 家庭的保育事業 | (8) グループ保育室こうらく |

2 対象期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

3 還付金額の計算方法

還付金額＝ご自身の基本保育料×休園日数÷25日 ※10円未満切捨て

4 還付の通知について

還付の対象となる保護者の方には、以下のスケジュールで区から通知文を発送します。

還付対象となるにもかかわらず、通知が届かない場合にはお手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【通知スケジュール】 ※変更となる場合は、区ホームページ等でお知らせします。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・令和4年7月～9月の休園分 | ： 令和4年10月下旬 |
| ・令和4年10月～12月の休園分 | ： 令和5年1月下旬 |
| ・令和5年1月～3月の休園分 | ： 令和5年4月下旬 |

5 お問い合わせ

文京区幼児保育課入園相談係
電話：03-5803-1190